

行政財産の使用料の徴収に関する条例施行規則

平成 19 年 6 月 1 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 行政財産の使用料の徴収に関する条例(昭和 50 年条例第 14 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項はこの規則の定めるところによる。

(使用料の納付方法)

第 2 条 条例第 2 条に規定する利用 1 回あたりの使用時間は、10 分間とする。

2 岸和田市貝塚市清掃施設附属洗車場(以下「洗車場」という。)を利用する者は、使用料を現金で洗車場設備の料金投入口に投入すること。

第 3 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 7 条第 1 項の規定により、岸和田市長及び貝塚市長から許可を受けた一般廃棄物の収集又は運搬事業者(許可業者)が洗車場を利用した場合は、毎月末締めでの当該月の使用時間数(分数)に 10 円を乗じた額を、岸和田市貝塚市清掃施設組合(以下「施設組合」という。)の請求に基づき、翌月末日までに施設組合に納付すること。

2 岸和田市及び貝塚市が洗車場を利用した場合は、毎月末締めでの当該月の使用時間数(分数)に 10 円を乗じた額を、当該月の使用料とし、施設組合による半期ごと(9 月、3 月)の請求に基づき、翌月末日までに施設組合に納付すること。

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。